



峠のふくろう通信

山下久康税理士事務所

Tel: 03-3441-3041 Fax: 03-5421-7086

目次:

H16年度税制改正のポイント	3
確定申告の準備は進んでいますか?	4
法人事業税に外税標準課税が導入	6
巡礼三昧旅三昧	8
餅つきベッタン	9
三大霊山に行く!	10
年頭ごあいさつ	11

苟日新、日日新、又日新

新しい年の初めは、気持ちが引き締まり、物事に取り組む意欲が湧いてきます。ともすれば、日々の仕事の繰り返しに埋没して、漫然と無為に時を過ごしがちになりますが、日々新たに気持ちを引き締めて、充実した毎日を送りたいものです。

穏やかな天候に恵まれて、毎年初詣先に行っている祐天寺(目黒区)の参拝客の出足も良く、例年になく混雑していました。近場でのおんびりと新年を迎えるのが今風なのかもしれません。また、犬を連れて人が多かったように思います。少子高齢化が進み、犬や猫などの動物が家族の一員としての地位を確立しているのでしょうか。

今年の景況感は、大企業を中心として改善されていると報じられていますが、事業の再編や再構築による効果で収益構造が改善された大企業は別として、中小零細企業は依然厳しい経済環境の下にあります。経常利益ベースで見た黒字決算企業の割合が低下する中で、自主廃業を検討する企業数も増えてきたように思われます。

中小企業においては、経営改善一つとっても容易なことではなく、また、商・製品やサービスの販売価格や付加価値を自社主導で決定できる企業も限られているのが現実です。こうした一方で、新製品の開発や市場の開拓に前向きにチャレンジしている企業は、売上の計上や目標利益を確保することが出来て、金融面も優位な条件での資金調達が可能になっています。

どの業界においても、優良企業とその他の企業に区分される二極化の傾向がますます顕著になってきました。

金融庁は平成15年3月に「リレーションシップバンキング(リレバン)の機能強化に関するアクションプログラム」を発表し、地域金融機関に対して「リレバンの機能強化報告」を求めました。これを受けて、各地域金融機関

は独自の「中小企業再生に向けた取り組み」を進めており、融資先の選別化が加速される一方で、財務体質の良好な企業にとっては一層の追い風となっています。確実に黒字決算を達成して金融機関の格付け評価をアップ

し、事業継続を確実なものにするための対策を講じて行かなくてはなりません。ますます、決算書の質と信頼性が重要視され、透明性の高い決算書の作成が求められています。

新年に「俺が黒字に見せる」(かんき出版)と「倒産社長の告白」(草思社)という実録本を読みました。「仕事をする上で大切なモノは結果」を信念に、サラリーマン社長が短



ハイライト:

- ◆平成16年度の税制改正についてポイントを紹介しています。要チェックです。
- ◆皆様の確定申告の準備はいかがでしょうか?ぜひご一読ください。
- ◆読むと旅に出たくなるようなお話が載っています。

期間で経営改革に成功した実例と、金融機関の破綻によって資金繰りに窮して破産に至る過程と社長の心情が綴られた二冊です。内容的には相反する本ですが、この時代を生きる経営者の経営姿勢や、真の経営改善や改革とは何なのか等、実務に携わる上で考えさせられるものがありました。

平成16年度の税制改正の方針が示され、新年度の税制も動き出しました。今年は電子申告・納税システム（e-tax）が、名古屋国税局管内ではこの確定申告から、東京国税局管内でも6月からスタート

します。すでに決算書のインターネット上での公開も始まっています。電子政府の動向も加速的に進展しています。こうした一連の動きにも的確に対応していかなければなりません。

T K C会計人のネットワークや金融機関を始めとする提携企業各社のノウハウを活用しつつ、事務所の総力を結集して、経営改善や黒字会社作りの支援業務にも取り組んでいきたいと考えています。本年も宜しくお願いいたします。



電子申告元年

今年から電子申告・納税システムが稼働します。平成16年2月2日から名古屋国税局管内（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）でスタートし平成16年6月1日以降の申告分から全国で開始します。

電子申告・納税システムを利用することにより、税務署や金融機関に行く必要がなく、自宅や事務所にいながらインターネットを利用して申告から納税まで可能となります。

具体的には次の手続きが利用可能になります。

- 申告・・・所得税、法人税、消費税の確定申告・中間申告。
- 納税・・・所得税、法人税、源泉所得税などの納付手続き。
- 申請・届出・・・承認申請書や届出書等のほか支払調書の提出。

利用するためには、原則として、インターネットが利用できる環境が必要です。また、従来の署名押印に変わる電子証明書（ICカード）を取得しなければなりません。その他届出などの手続きが必要になります。もちろん、従来の申告納税制度は変更ありませんが、電子申告・納税システムは、新たな申告納税の手段として考えられています。手続きなど詳細については、ふくろう通信その他でお知らせしていきます。



平成16年度の税制改正のポイント

中小企業等や個人に大きく影響しそうな改正点をピックアップしました。通常国会に法案を提出し、委員会審議を経て、3月末には成立する予定です。

年金関係（平成17年分以降）

年金の抜本改革に伴い税制も大きく変わります。

- 老年者控除(所得控除) 50万円の廃止
- 公的年金等控除の65歳以上の上乘せ措置の廃止
- 老年者特別加算として65歳以上の公的年金等控除の最低保障額が50万円加算され、120万円(現行70万円)となります。(上記2つの改正に対する緩和措置)

弱者にとって、さらに住みにくい世の中へと変化しつつあります。

住宅・土地関係（平成16年1月1日以降）

- 住宅ローン減税は、現行制度が1年延長されるものの、17年以降は、借入残高の限度額が縮減されます。
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の適用対象に住宅ローン残高がない場合が追加されます。
- 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買い替え特例が3年延長されます。
- 土地建物の譲渡損失について他の所得との損益通算は廃止されます。

この改正は、本当に寝耳に水。禍根を残す改悪だと叫ぶ声が、聞こえてきそうです。

中小企業関係

- 非上場株式の譲渡益に対する税率が26%から20%に引き下げられます。
- 相続税の課税価格の特例となる中小企業株式等の価額の上限が3億円から10億円に引き上げられます。
- 相続により取得した非上場株式を相続税納付のために発行会社に譲渡した場合には、みなし配当課税を行わず譲渡益課税となります。

上場株式と比べ非上場株式が税制上不利であるとの批判がありましたが、中小企業の事業承継の観点で、若干ではありますが前進しそうです。

法人一般

- 欠損金の繰越期間を5年から7年に延長する。対象となる欠損金は、平成13年4月1日以後開始した事業年度に生じた欠損金です。

今年は、改正の裏年、項目や数は小ぶりですが、抵抗する術のない人たちに対する容赦ない改正が含まれていることに注意が必要です。

(ねもと)

確定申告の準備は進んでいますか？

今年も確定申告の季節がやってきます。確定申告に全くなじみの無い方もいれば、毎年恒例の一大行事となっている方もいるでしょう。ここでいま一度「確定申告」のいろはなど。

① 確定申告とは何ぞや

確定申告とは、1年間（暦年）の所得金額と税額を納税者が自ら計算して納付する制度です。

毎年2月16日から3月15日までの1ヶ月間に住所地の所轄税務署に申告します。会社での年末調整で提出し忘れた生命保険料・損害保険料控除証明書がある場合は、会社からもらった源泉徴収票とその控除証明書さえあれば還付申告ができます。

給与所得者で確定申告が必要な方

- ・年間給与が2,000万円を超える人
- ・2ヵ所以上から給与の支払を受けている人
- ・給与以外に20万円を超える所得のある人・・・など

還付を受ける為の申告ができる人

- ・医療費控除を受ける人
- ・マイホームを借入で購入し、住宅ローン控除を受ける人（初年度のみ確定申告が必要です）
- ・中途退職をして、その後働いていない人
- ・退職金をもらった人で「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない人（20%の源泉徴収）・・・など

② 給与所得等と通算できる損失がある

所得税では所得を10種類に区分しており、この区分内での損益は通算できますが、さらに不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得で生じた損失は、他の所得とも通算できます（この4つ以外で生じた損失は通算できません）。例えば、サラリーマンの方がゴルフ会員権を売却し損失となったときは、確定申告により給与所得と通算することが可能です。ただし、譲渡所得のうち、分離課税とされる株式の譲渡や商品先物取引で生じた損失は、他の所得と通算することはできません。

③ 翌年に繰り越せる損失もある

不動産所得、事業所得、山林所得がある人で青色申告を行っている場合には、上記の損益通算で使いきれなかった損失は3年間繰越すことができます。

また、マイホームの損失についても繰越しができます。ただし、旧マイホームの借入金が残っており、そのマイホームを売却し、借入により新しいマイホームを購入した場合に限られ、その他いくつかの要件がありますが、青色申告・白色申告いずれの方も適用が可能となっています。

その他、平成15年からは上場株式等の譲渡による損失の繰越し制度もできました（後述）。

④ 上場株式等の売買はやや複雑に

日経平均10,676円をつけて大納会を迎えた昨年の株式市場。外国人投資家やネット取引を中心に個人投資家の参加が目立ちました。この上場株式等の売買に関する税制の改正が平成15年分より始まっています。

まずは「特定口座制度」。源泉分離課税制度の廃止により、株式の譲渡に関しては申告分離課税となりましたが、証券会社が投資家に代わって売買損益を計算してくれる「特定口座」の利用も可能となり、「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」の二種類があります。申告が必要か否か、または申告した

ほうが有利か不利かについては、この特定口座の利用の有無、源泉徴収の有無、さらには利益が生じたか損失かなどを考慮する必要があります。

また、上場株式等の譲渡で生じた損失は、他の所得との通算はできませんが、3年間の繰越しが認められ、翌年以降の上場株式等の譲渡による利益と通算できることになりました。

区 分	利益が生じた場合	
特定口座で 源泉徴収あり	申告は不要	
	ただし、利益が所得控除額（除38万円等）以下で他に所得場合は申告すると源泉徴収金の還付が受けられる。	
一般口座 あるいは 特定口座で 源泉徴収なし	申告が必要	
	ただし、給与以外の所得が株 益も含めて20万円以下、ある 他に所得がなく利益が所得控 （基礎控除38万円等）以下な 不要。	

ちなみに給与所得者で一般口座での利益が20万円以下であったため申告不要と思っても、医療費控除等を行うため確定申告をする場合には株式の譲渡についても申告に含めなくてはなりません。お忘れなく。

④ 上場株式等の譲渡は税率が優遇された

所得税と住民税を合わせた税率は、平成15年1月1日以後5年間は、従来の26%から10%（所得税7%、住民税3%）とされました。（平成20年以後は20%）

ちなみに、特定口座の源泉徴収ありの場合、平成15年は所得税分のみ徴収で住民税は後で納付することになりますが、平成16年からは住民税も合わせて徴収されます。（なかのわたり）

税務署が日曜日に関庁！？

これまで税務署が土日祝休みのため、平日に申告に行くのが難しいサラリーマンの方にとっては非常に不便でしたが、今年から首都圏の税務署では申告期間中（2月16日～3月15日）の2月22日と29日の日曜日にも受付業務を行うことになりました。

例年、確定申告の3割強が申告期間終了直前の三日間に集中していたとのことで、混雑緩和も期待されているようです。

ただし、この二回の日曜日に限られ、土曜日はこれまで通りお休みだそうです・・・。

法人事業税に外形標準課税が導入

資本金1億円超の法人を対象として、法人事業税に外形標準課税が導入されました。平成16年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。法人事業税はこれまで、原則として所得のみを課税対象としてきました。今回の外形標準課税の導入により、「所得」以外の「付加価値額」や「資本等の金額」にも課税対象が広がることになります。

◆外形標準課税の仕組み◆

○納税義務者

各事業年度終了の日の資本金が1億円を超える法人です。

<ポイント>

納税義務者を判定する時には、資本金だけに着目します。資本積立金額は考慮しません。

○課税標準と税率

外形標準課税の課税標準は次の3つです。

I. 所得 II. 付加価値額 III. 資本等の金額

I 所得

所得とは、従来どおり原則として各事業年度の法人税の所得金額です。税率は、原則として7.2%です。軽減税率の適用がある法人の軽減税率は、3.8%・5.5%です。

II 付加価値額

付加価値額とは、各事業年度の「収益配分額」と「単年度損益」の合計額です。税率は、0.48%です。

<計算構造>

付加価値額＝収益配分額（①報酬給与額＋②純支払利子＋③純支払買借料）±単年度損益

○報酬給与額

報酬給与額とは、各事業年度の報酬、給料、賃金、賞与及び退職金などの合計額です。

※収益配分額に係る雇用安定控除の特例

報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合には、その超える部分の金額が収益配分額から控除されます。

※労働者派遣に関する特例

受入派遣労働者に係る派遣契約料の75%は、報酬給与額とみなされます。

○純支払利子

純支払利子とは、各事業年度の支払利子の合計額から、この合計額を限度として、各事業年度の受取利子を控除した金額です。

純支払利子＝支払利子合計額－受取利子合計額

○純支払賃借料

純支払賃借料とは、各事業年度の支払賃借料の合計額から、この合計額を限度として、各事業年度の受取賃借料の合計額を控除した金額です。

$$\text{純支払賃借料} = \text{支払賃借料合計額} - \text{受取賃借料合計額}$$

○単年度損益

単年度損益とは、原則として各事業年度の法人税の所得金額です。ただし、欠損金の繰越控除を行わないものとした場合の所得金額です。

各事業年度の単年度損益に欠損金が生じた場合には、その欠損金を収益配分額から控除します。

Ⅲ 資本等の金額

資本等の金額とは、各事業年度終了の日の資本金と資本積立金額の合計額です。税率は、0.2%です。

<ポイント>

課税対象には、資本金の他に資本積立金額も含まれます。納税義務者を判定する時に資本金だけに着目したのと、異なっています。

○適用時期

平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。



○確定申告・納付

確定申告書を、原則として事業年度終了の日から2ヶ月以内に提出し、納付することになります。

(すぎやま)

ミレナリオ★

5年目を迎える年末のイベントです。今回は、江戸開府400年記念事業の締めくくりと位置づけられており、東京の伝統工芸である「江戸切子（カットグラス）」の文様に着想を得てデザインされたとのこと。寒い冬の夜でしたが、照明に照らされた家族の笑顔を見ていると何故か暖かい気持ちになりました。喜れも押し迫った30日の夜でしたが、会場はカップルだけでなく小さい子供を連れた家族で一杯でした。

(おぬき)



巡礼三昧旅三昧

戸越不動産(株) 竹内 久

なんの因果かつまらないことに志をたて、日本全国津々浦々全市町村を歩こうと、定年退職より足掛け10年、現代版巡礼の旅を続けて参りました。ようやく伊豆の孤島を最後に完結致しましたので一筆記した次第です。

そもそもの発端はテレビの旅番組、渡辺文雄氏の「この村だけは初めてなんだ。」と言った一言、言葉の綾を鵜呑みにして、全部行くなんて出来るのだろうか、行きたいなあ、ということでこの馬鹿げた大事業が始まった訳であります。

私の目的はまず、その町を歩くこと、名所旧跡を訪ねること、お寺や神社へのお参り、その街での飲食、温泉への入浴等々、その街でなんらかの行為を行うことと致しました。

そこで思い付いたのが郵便局の活用です。名所旧跡のない所でも、郵便局は必ずあります。郵便貯金は一冊の通帳でどこからでも入出金出来ますし、地名入りの公印も押して貰えます。アリバイ証明には最適です。かくして市町村巡りは郵便局巡りとなり、一市町村千円の貯金の旅へと変転して参りました。



品川宿

それからもう一つ、この計画の大きなポイントは、マイカーを使わないこと、公共の交通手段のみを利用したことであります。最近の道路はどんな田舎でも快適です。マイカーで走るならマイペースで容易に思う所を回れます。しかし列車・バスとなると様相は一変します。時間の制約、路線の制約が大きなウェイトを占めるようになるのです。今のダイヤは特急が主流で、各駅停車は本数が少ない。バスに至っては、時刻表が分からない、運行経路が分からない、地名が分からないと、ないない尽くしで利用は極めて困難です。さりとてタクシーの確保も一苦勞で、バスも含めうまく乗っても一度降りたら二度とつかまりません。それにタクシーを無制限に使っては運賃もかさみます。常に経済性と効率性の狭間で悩むこととなります。更に孤島ともなると、船の欠航という新たな難敵に遭遇することも、しばしばあります。



のような馬鹿げた苦勞を楽しみながら、朝は早くから夜遅くまで、一日平均2万歩、分刻みのスケジュールで時間との戦いに明け暮れたり、あるいは一ヶ所に数時間、ポケーと無為に時を過ごしたり、飽くなき記録への挑戦は、まさに巡礼武者修行の旅に相応しいと思います。

その結果として、郵便貯金の通帳は32冊を数え、歩いた市町村は3264ヶ所、1500万歩、参拝した寺社13000に達します。更に1800の市町村で飲食し、328の街で温泉に入りました。これにかけた総日数は840日で、千円貯金するのに5千円のコストをかけたという、お粗末なお笑いの一席と相成った次第であります。

お陰様で、思い出の数は市町村の数だけ膨れ上がり、地図を眺めては一人悦に入る今日このごろではありますが、心に残る醍醐味はなかなか病の熱を冷ましてくれそうもありません。

市町村の巡礼の旅が終わりましたので、今度は、その御礼参りとして、本物の札所巡りに精を出そうと思います。西国坂東秩父の百観音は完了、四国88ヶ所もあと5つを残すのみとなりました。しかし地方には各地に33観音、36不動、49薬師、88ヶ所等々、その数は無数と云っていいでしょう。とても全部は廻りきれませんが、一寺でも多く数を重ねるよう心掛けていきたいと思っております。



餅つきベッタン

小言家の休日

12月のある休日のことです。外は寒いので朝昼兼用の昼食は、家で食べると思っていたら、「今日のお昼は、お餅だよ!!」と子供の声が聞こえました。近所の公園で町内会の餅つきがあるとの情報を事前に入手していたようです。とにかく、歩いて3分程の現場に向かいました。子供は走って一人で先に行ってしまいました。以前からこの日を楽しみにしていたようです。

会場に近づくにつれ、「ヨイショ!!ヨイショ!!」の掛け声が聞こえてきました。会場はもり上がっている雰囲気でしたが、人は少なく餅をついている人がかなり疲れた様子でした。その餅をついている人の横で食べるのは、申し訳ないような気がしましたが、「ご苦労さまです。」と声を掛け、つきたての餅を食べることにしました。黄な粉や納豆などいろいろな餅がありましたが、私はその中から「からみ餅」を選びました。大根おろしと醤油のサッパリとした味わいでした。さすがにつきたてのお餅は美味しいです。もっと食べたいなあと思ったとき、「ついてみませんか?」と男の人の声。食べているだけでは悪い気がして、ついつい「ええ、いいですよ。」と行ってしまいました。



少しツラくなってきた頃



まずは、炊きたてのもち米を杵の中でこねます。しばらくすると、米が少しお餅らしくなっていくのがわかります。「はい、いいですよ。上からついてください。」と餅をこねる人が教えてくれました。

さあ、いよいよ餅つきです。「ヨイショ」の掛け声で上からつき始めました。ベッタン、ベッタンの音とともに、何処からか「お父さん頑張って」との声が聞こえてきました。最初は軽いと思っていた杵つきですが、何回かつくうちに持ち上げるのが少々つらくなってきました。餅をこねる人から「つき方が、うまいよ。初めてじゃないね?」と褒められ、「初めてですよ。」と力なく答えると「大丈夫?」と餅をこねる人。「あともう少しだろう」と思い「まだまだ大丈夫です!」と力強く答えてしまいました。

しかしそれから何回ついたことでしょうか・・・ようやく、お餅が出来上がりました。「来年も頼むね。」と餅をこねる人。つい「はい、こちらこそ宜しくお願いします。」と答えてしまうのでした。

その後、なにも気にせず自分でついた餅を食べられることになりました。餅を頬張る子供から「美味しいね。」と言われ「つきたてだから、美味しいだろう。」と私。



子供のほうが元気!



餅つきは、どこにでもあった年末の風景ですが、今では、餅を機械でつくことが多くなりました。昔は田舎へ行けば、餅をつくための杵がありました。この町会は、杵を一年に一回しか使わないようです。年末の小さなイベントですが、いつまでも続くことを願わずにいられませんでした。

三大霊山に行く！

昨年9月に入所しました田中と申します。年のいった新人ですが、どうぞ宜しくお願い致します。私が旅行先で感じたことを記事にしてみました。

日本の三大霊山といえば、恐山・比叡山・高野山ですが、どれも日本では知らない人がいない位有名な山です。この三山はそれぞれ独特の雰囲気をもっていますので、ここで簡単に紹介したいと思います。



恐山

交通の便

恐山に行くには東京駅から電車で約6時間、バスで1時間以上かかる上、接続もかなり悪いのです。しかしバス停は社務所の前に停車するので、バス降車後はほとんど歩かないで済みます。

比叡山に行くには東京駅から電車で約3時間、徒歩15分、ケーブル10分さらに徒歩10分。乗り換えは多いけれど、京都からも近く接続も良い。

高野山に行くには東京駅から電車で約4時間半、ケーブル5分、さらにバス10分で一番近い女人堂に着きます。大阪からは遠いものの、接続が良いのであまり気になりません。

概観

恐山は社務所の他、宇曽利湖、賽の河原等があります。どの場所でも硫黄のニオイが漂い、生き物の気配もなく、ここは正に死者の山。

比叡山は東塔、西塔、横川の3地区からなり、地区間の山道にはバスが通っています。徒歩でも西塔、横川に行けるのですが、山道は険しく時間がかかります。付近には小さな売店がある程度で、ここは観光地というよりは修行場という雰囲気です。



比叡山











高野山

高野山は山全体が一つの大きな町そのものです。奥の院まではバスで約20分程ですが、その間は寺と店舗が隙間無く並んでいます。警察署、病院、小学校さらには役場まで存在しています。ここは下界と切り離された寺町となっています。

三大霊山それぞれに特徴があり、寺社に興味がなくとも楽しめると思いますので、機会があれば是非それぞれの違いを実際に確かめに出掛けてみてはいかがでしょうか。(たなか)

年頭ごあいさつ

-  阿咩 「阿」は万物の根源、「咩」を一切が帰着する智徳とする（広辞苑）
知識を知恵に、阿咩の呼吸で !! (山下久康)
-  景気回復・せめて景気低迷状態からの脱却を願い、新しい2004年を迎え過ぎていき
たいと思います。経済の健康ばかりでなく、自身の健康状態にも充分気をつけてください。
(吉川定延)
-  真冬なり 悲鳴が響く 世の中に 明るい兆し 何時来るのやら
この一年こそ 踏ん張りどころと 肝に銘じて 日々邁進 (根本東樹)
-  新会計基準のみならず、税務の世界も激しく変化しています。真剣に変化に向き合い、修
練を積み、信頼を得られる仕事をしていきたいと思っています。 (杉山一紀)
-  手を振かず何事にも全力投球。変わらないもの（情熱、思い）を大事にしながら、変わっ
てゆくもの（会計、税務、電子申告等）に素早く対応していきます。厳しいときこそ、チャ
ンスです。元気を出していきましょう。 (小貫 隆)
-  思い学ばざれば則ち殆うし。資格や経験に頼るのではなく、常に自分の頭で考えなが
ら、日々生きた知識を身に付けていきたいと思っています。 (中野渡佐由里)
-  めまぐるしく変化する世の中。規制緩和の流れから経営の自由度が高まり、私達の生活に
浸透したコンビニ。便利さと引き換えに失いつつあるもの…挨拶・会話・思いやりの心。人
間関係が希薄な時代だからこそ大切に！ (山下くみ子)
-  出来るだけ時代の先端へと思いつつ、近頃少々遅れ気味に…。今年は追いつけ追い越
せ！が目標です。あっという間の一年にしたいものです。 (出牛礼助)

- ㊦ とんとん 仕事は〇〇と片付けて 難問も〇〇拍子に解決し 収支は〇〇でよしとして 忙しさに流されがちな毎日 一日一日を大切に過ごしたいと思います。(下見佐和子)
- ㊦ 魚の水を得たるが如し。そのように振り返ることができる一年にしていきたいと思っています。(高橋太陽)
- ㊦ 後光さす、富士の裾野に鷹が舞い、ふもとの畑に茄子がなる。 3つ揃っておめでたい、年の初めのお約束。(田中俊明)
- ㊦ 雑収入・雑費・雑損失・雑所得・雑用・雑務・雑学… 雑の中にある本質を追い求め、違いの分かる男を目指します！(竹内英夫)
- ㊦ いつでも明るく笑顔でさわやかにをモットーに、寒さと渡る世間に負けず、元気で頑張りたいと思います。(小林恵美子)
- ㊦ マニフェストはないけれど、普段使わない筋肉を週に一度は使い、若さを保とうと思っています。健康は自分で作るものです。まちがいない！(小暮時子)
- ㊦ 素晴らしい一年になりますように。(井上和子)

